

Sports & Relaxation CLUB

OXYA

オクシア

会 則
細 則

制定 1995 年 9 月 1 日

改正 2026 年 4 月 1 日

株式会社 ホテル京セラ

ホテル 京セラ

第1章 総則

第1条（名称）

本クラブは、ホテル京セラ S&R（スポーツ＆リラクゼーション）クラブ「オクシア」（以下「本クラブ」という）と称します。

第2条（所在地）

本クラブは、鹿児島県霧島市隼人町見次 1409 番地 1 ホテル京セラ（以下、「当ホテル」という）内におきます。

第3条（運営・管理）

本クラブは、株式会社ホテル京セラ（以下、「当社」という）が会社の業務として会則・細則に則り管理・運営しますが、一部施設については当社が選定した業務委託先により運営・管理を行う場合があります。

第4条（目的）

本クラブは、会員が本クラブ内の施設利用を通じて、心と体の安らぎと健康の維持・増進に努めると共に、会員相互の親睦を図り、且つ品位のあるクラブたることを目的とします。

第2章 会員資格

第5条（会員資格条件）

本クラブの会員は、本クラブの趣旨に賛同し、本会則及び細則その他、本クラブの定めた事項を遵守することに同意する方で次の各項に該当し、且つ本クラブの資格審査で入会を認められた方とします。

- （1）本会則、細則および本クラブの諸規則に同意遵守する方
- （2）医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に支障がない健康状態であると申告された方
- （3）本クラブの会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある方
- （4）満 16 歳以上の方。但し、満 18 歳未満の場合、入会に際し親権者の同意を必要とします。
- （5）暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力に、現在または過去において該当、もしくは関与していない方
- （6）刺青やタトゥーのない方。ただし、専用シール等で完全にカバーできる場合を除きます。

第6条（会員の種類）

本クラブの会員の種類は次の通りに区分します。なお、会員の種類については利用状況等を鑑み、その内容を本クラブにて変更できるものとします。

- （1）A会員
営業時間内のトレーニングジム、プール及び温泉大浴場の利用が可能。
- （2）B会員
営業時間内のプール及び 温泉大浴場の利用が可能。トレーニングジムは利用できません。
- （3）D会員
土曜、日曜、祝日を除く平日の 9:00～17:00 にプール及び温泉大浴場の利用が可能。トレーニングジムは利用できません。
- （4）W会員
土曜、日曜、祝日の営業時間にプール及び温泉大浴場の利用が可能。トレーニングジムは利用できません。

第7条（入会手続き）

1. 本クラブへの入会は本クラブ所定の入会手続きにて行うものとします。なお、入会にあたっては本クラブの審査を受けていただくものとします。
2. 前項に定める入会申込を行い、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 本クラブからの入会承認の通知に基づき入会金および入会月及びその翌月の会費として会費2ヶ月分を本クラブに納入した時点で本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。
4. 会員は入会后、本クラブから本人確認書類の提示を求められたときには、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員による施設の利用を禁止することができます。この場合であっても、本クラブは会員へ本会則に定める諸費用を請求します。
5. 未成年（満18歳未満）の入会にあたっては、本クラブが特別に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の入会手続きにて入会申込を行うものとします。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条（入会金）

- （1）入会金は別途細則に定める金額とし、本クラブへ入会審査が承認された方は、本クラブへ入会金を納入するものとします。
- （2）入会金はその理由の如何を問わず一切返金しないものとします。

第9条（除名等）

本クラブは会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止、又は除名をすることができるものとします。

- （1）会費・施設利用料等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合
- （2）本クラブの施設または設備を故意に破損した場合
- （3）本会則及び細則、その他本クラブの定める規則に違反した場合
- （4）本クラブの名誉、信用を傷つけ、秩序を乱した場合
- （5）その他、会員としての品位を損なう行為があったと認められる場合
- （6）入会申込に際し、本会則第5条の会員資格条件について虚偽の申告をして入会したことが明らかになった場合

第10条（会員資格の譲渡禁止）

本クラブの会員資格はこれを他に譲渡、転売、貸与並びに担保等に供することはできないものとします。

第11条（会員資格の名義変更）

1. 会員は次の各号の場合に限り、その会員資格の名義変更をすることができます。但し、会費その他の未納金がある場合にはその限りではありません。
 - ・本クラブの承認を得て、会員の配偶者又は一親等の親族に名義を変更する場合
 - ・その他本クラブが特別に認めた場合
2. 前項の承認をするに際し、本クラブでは本会則第5条記載の会員資格条件を考慮しつつ、自由裁量を以って判断することができるものとします。

第12条（変更事項の届出）

1. 会員は、住所、連絡先及びその他入会申込事項に変更があった場合には、速やかに変更手続きを行うものとします。

2. 変更事項の届出がないことに起因する本クラブからの通知の未到達等のトラブルにおいて、その一切の責任は会員が負うものとします。

第13条（会員資格の喪失）

会員は次の場合その資格を失います。

- (1) 会員が退会した場合
- (2) 会員が除名された場合
- (3) 会員が死亡した場合
- (4) 会員がその資格の名義を変更した場合
- (5) 休会期間を過ぎ、復会又は休会の延長の確認が取れない場合

第14条（退会）

1. 会員は自己の都合により、所定の手続きを行い退会することができるものとします。なお、お電話や口頭による退会のお申し出は受け付けません。
2. 会員が自己の都合により退会する場合は、毎月10日までに会員本人により所定の退会手続きを行うことによって当月末日での退会が成立するものとします。退会手続きが指定日を過ぎた場合には翌月末日に退会が成立するものとします。
3. 会員は如何なる理由があろうとも退会希望月までは会費等について支払うものとします。
4. 退会が成立しない限りは、施設利用の有無に関わらず会費等を請求します。
5. 会費を6ヶ月以上滞納した場合には、退会扱いとさせていただきます。但し、滞納分については未払い料金として請求します。
6. 本クラブの施設利用が6ヶ月なく、且つ連絡が取れない場合には、本クラブにて退会扱いとします。
7. 本クラブが請求する会費や、滞納金などの全ての料金において、その理由の如何に問わず減額しません。

第15条（休会）

1. 会員が本クラブを休会する場合には、休会開始月の前月15日までに所定の手続きをもって休会できるものとします。
2. 会員が長期出張、または体調上の事由などにより6ヶ月以上本クラブを利用できない場合においても本条第1項に従い休会手続きを行うものとします
3. 休会事由がなくなった場合、いつでも復会することができます。なお、復会する当月より会費を請求します。
4. 休会期間は最長6ヶ月とします。
5. 復会した場合、復会した当月以降1年間は再休会できないものとします。

第16条（会員種類変更）

会員が会員種類の変更を希望する場合、本クラブの承認を得たうえで所定の手続きをもって変更することができるものとします。

第17条（禁止行為・入場の禁止）

本クラブは、会員の以下の行為を禁止するものとします。当該行為を確認した場合、退場いただくことがあります。

- (1) 営利目的の活動、宗教または政治に関連する活動、勧誘、広告 その他 クラブの目的に反する行為
- (2) 飲酒 及び 酒気帯び状態での入場
- (3) 施設内の設備、器具等を破損する行為
- (4) 大声または奇声を発すること
- (5) 他の会員や、利用者、当社従業員等に対して、暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の

迷惑行為と受け取られる言動をすること

※ 参考：カスタマーハラスメント行動指針 <https://www.h-kyocera.co.jp/customer-harassment/>

(6) 感染症、皮膚病などに罹患している状態での入場

第3章 会員の権利・義務

第18条（会員の会則等遵守）

会員は本会則及び細則その他 本クラブが定める運営・管理に関する事項を遵守する義務があります。それに違反した場合は本クラブの利用をお断りすることがあります。

第19条（会員証）

1. 本クラブは会員に会員証を発行します。
2. 会員証に記名された方以外は施設を使用することができません。
3. 会員が会員証を紛失した場合、直ちに所定の手続きを行い本クラブに再発行の申請をするものとします。再発行に際し、事務手数料を申し受けます。
4. 会員証は5年毎に更新します。
5. 会員は当該会員資格を喪失した場合、会員証を返還するものとします。

第20条（会費）

1. 会員は別途細則に定める会費を本クラブに納入するものとします。
2. 会員は実際の施設利用の有無に関わらず、会費等を支払う義務があります。
3. 本クラブは物価の変動、経済情勢の変化、その他やむを得ない事由を考慮し、会費を改定することができるものとします。
4. なお、改定を行う場合、原則として実施の3か月前までに会員に通知するものとします。

第21条（施設の利用）

1. 会員は本クラブ内の施設の利用にあたっては、別途細則に定める施設利用料をお支払いいただきます。
2. 会員の施設利用の時間、休日、利用方法は細則の定めによるものとします。
3. 会員は本クラブ内では、当ホテル従業員または係員の指示に従うものとします。
4. 会員は必ず会員証を提示の上、本クラブを利用するものとします。

第22条（ビジターの利用）

1. 本クラブは会員との同伴に限り、会員以外の方（以下「ビジター」といいます）の本クラブ利用を認めるものとします。なお、15歳以下の方のプール、温泉大浴場の利用は保護者の同伴を必要とします。またビジターはトレーニングジムを利用できません。
2. ビジターの利用料金については細則の定めによるものとします。

第23条（施設の全部の廃止）

1. 本クラブは次の一つに該当し、本クラブが事業の継続が不可能または著しく困難と判断した場合、施設の全部を廃止することができるものとします。
 - (1) 天災・地変その他外的理由による場合
 - (2) 法令の制定改廃または行政指導による場合
 - (3) 社会情勢、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合
2. 施設の全部の廃止の場合、本クラブには特別の補償、賠償の義務がないものとします。

第24条（施設の一部廃止、利用制限）

1. 本クラブは次の場合、施設の一部を廃止、または利用制限を実施できるものとします。
 - （1）天災・地変その他外的理由による場合
 - （2）法令の制定改廃または行政指導による場合
 - （3）社会情勢、経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由が発生した場合
 - （4）施設改修、補修及び点検、改造等を実施する場合
 - （5）本クラブまたは当ホテルが主催するイベント等の特別行事の開催、その他 本クラブが制限または廃止を適当と認めた場合
2. 施設の一部の廃止または利用制限の場合、会員は本クラブまたは当ホテルに対し何等の異議、請求等を行うことができないものとします。また、本クラブには特別の補償、賠償の義務がないものとします。

第25条（責任事項）

1. 本クラブ内で発生した人的、物的事故について、本クラブは一切の責任を負いません。但し、明らかに本クラブ側に責任があると認められるものについてはこの限りではありません。
2. 会員は自己の責任と危険負担において、本クラブの施設を利用するものとします。
3. 会員は同伴したビジターの本クラブ内における行為、及び本クラブに対する支払い等の一切について連帯責任を負うものとします。
4. 会員は本クラブの施設利用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその責任を負うものとします。

第26条（運営介入・関与の禁止）

会員は本クラブの運営に介入・関与することはできません。

第27条（通知方法）

1. 本会則及び細則に定める通知または予告は、本クラブ内所定の場所への掲示、電話、郵送または電子メール等のいずれか、もしくは必要に応じて複数によりこれを行います。
2. 前項の通知が郵送もしくは電子メールであった場合、会員が本クラブに届け出た住所、連絡先、氏名宛への郵送または送信をもって完了したものとします。

第28条（細則）

本会則に定めていない事項は別途細則に定めるものとします。

第29条（改正）

本会則及び細則の改正・変更は、本クラブが必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

また、会員は会則・細則の改正・変更に対し、異議の申し立て、権利の主張その他一切の請求をしないものとします。

第30条（改廃）

本会則及び細則は、2026年4月1日付で改廃し、同日より適用します。従前の会則及び細則は、本会則及び細則の施行に伴い廃止します。

第1条（入会金、会費）

会則第8条における入会金、及び 会則第20条における会費は次の通りとします。

* 金額については全て消費税込

会員種別	利用可能施設	利用可能時間	月会費	入会金
A	トレーニングジム・ プール・温泉大浴場	施設営業時間	8,800 円	17,600 円
B	プール・温泉大浴場	施設営業時間	5,500 円	11,000 円
D	プール・温泉大浴場	土曜・日曜・祝日を除く平日 9:00～17:00	4,400 円	募集停止
W	プール・温泉大浴場	土曜・日曜・祝日 施設営業時間	4,400 円	

※ 上記とは別に、数量限定にて個人専用ロッカーあり。（月額使用料 1,100 円／月）

共同ロッカーについては無料で施設利用の都度、利用可能。

第2条（会費）

月払いを原則とし、指定銀行口座からの自動引き落としをご利用いただきます。

第3条（施設利用料金）

会則第21条における利用料は下記の通りとします。

【会員】

* 金額については全て消費税込

施設名 会員種別	本 館		
	温泉大浴場	プール（温泉利用付）	トレーニングジム
A	400 円	600 円	不 要
B	400 円	600 円	利用できません
D	400 円	600 円	利用できません
W	400 円	600 円	利用できません

※ ジム利用時のバスタオル・フェイスタオルのレンタル料金 200 円

【ビジター】

* 金額については全て消費税込

施設名 会員種別	本 館		
	温泉大浴場	プール（温泉利用付）	トレーニングジム
大人（中学生以上）	600 円	1,300 円	利用できません
小学生	550 円	700 円	利用できません
幼児 4～6 歳	400 円	600 円	利用できません
プール付添い	—	700 円	利用できません

第4条（施設利用料金等の支払い）

施設利用料金等のお支払いは、その都度お支払いいただきます。

第5条（施設営業時間）

施設営業時間は下記の通りとします。

	営 業 時 間		最終受付
温泉大浴場	6:30～11:00	13:00～23:00	22:30
プール	9:00～21:00		20:00
トレーニングジム	6:30～23:00		22:30

第6条（施設利用の範囲）

1. 会員およびビジターは、会員種別に応じて本クラブ内の各施設をご利用いただけますが、利用時間を一部制限する場合があります。
2. 詳しい施設等の利用範囲、営業時間、料金等は別にこれを定めます

第7条（会員資格喪失による会費の停止・解約）

会則第13条による会員資格喪失の場合、その月の15日までに本クラブ所定の解約手続きを実施いただきます。手続き方法については、本クラブ従業員までお尋ねください。

第8条（会員の費用負担）

入会金、会費等の本クラブへの支払いに対する銀行振込手数料については会員負担とします。

第9条（付則）

1. 本クラブは物価の変動、経済情勢の変化、その他やむを得ない事由を考慮し、入会金、会費、施設利用料その他諸料金を改定することができるものとします。
2. なお、改定を行う場合は、原則として実施の3か月前までに会員に通知するものとします。

第10条（定めなき事項）

本細則に定めなき事項ならびに業務運営上必要な事項は、本クラブがこれを定めるものとします。

第11条（改正）

本細則の改正、変更は本クラブの定めるところによるものとし、その効力は全ての会員におよぶものとします。

第12条（会員資格）

本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方と認められない方は、以下をいい、本クラブへの入会を拒むことができるものとします。

- (1) 本クラブの審査を通過しない方
- (2) 過去に本クラブ並びに本クラブ以外のスポーツクラブより除名されている方
- (3) 暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力に、現在または過去において該当し、もしくは関与している方
- (4) 過去に逮捕歴、補導歴及び懲戒免職等の経歴のある方
- (5) 当社並びに本クラブ従業員等の指示に従わない方